

官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務業務提案書の作成に係る質問について、下記のとおり回答します。

No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
1	実施要領 12 (4) 提出書類	業務提案書の文字サイズは 10.5 ポイント以上とありますが、図表等内の文字は対象外との理解でよろしいでしょうか。	図表等の文字についても 10.5 ポイント以上でご対応願います。
2	実施要領 12 (4) 提出書類	「企業名無し」の業務提案書内に管理技術者や担当技術者、再委託先の個人名を記載することは可能でしょうか。	個人の経歴や実績を記載いただくことは可能ですが、個人名の記載は不可とします。
3	実施要領 12 (4) 提出書類	「企業名無し」の業務提案書について、これは業務提案書提出者の企業名を指しているのでしょうか。再委託先やヒアリング先候補については事業名を記載してよろしいでしょうか。	「企業名無し」の業務提案書について、業務提案書提出者の企業名及び再委託先の企業名を指しています。再委託先については記載不可ですが、ヒアリング先候補については記載可能です。
4	実施要領 13 (4) 留意事項	「③プレゼンテーションは、参加者が提出した業務提案書（拡大したものの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用することとし、新たな内容の資料提示は認めない。」とあるが、評価基準 2 (2) ②では企画提案書に合致する内容であればパワーポイントにてプレゼンテーションを実施して読み取れます。後者の認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	実施要領 13 (4) 留意事項	「④大型モニター（100 インチ）は用意するが、その他の機器は各自で用意すること。」について、HDMI ケーブルも参加者が持参するののか。	大型モニター及び HDMI ケーブルにつきましては、隠岐の島町で準備します。
6	仕様書 1 業務目的	公共施設部分について、都市構造再編集集中支援事業の基幹事業を活用することが前提であると解釈して間違いないでしょうか。	そのとおりです。
7	仕様書 3 業務内容 (3)	島外企業と島内企業の協働を促進する「契約スキーム」とありますが、スキームの検討では「契約以外」のスキームも含めて手法を検討してよいという理解でよろしいでしょうか。	町が想定しているスキームである事業パートナー方式を根本に考えることが前提です。
8	仕様書 6 その他	「発注・契約支援後に随意契約にて追加発注する可能性がある。」とありますが、発注・契約支援業務が追加発注されるという理解でよろしいでしょうか。	業務の進捗によって追加発注の可能性があるものであり、追加発注が確定しているわけではありません。
9	評価要領 2 (1) 第 1 次審査	「エ. 提出書類の内容を確認し、提案者評価、見積価格の評価を事務局にて行う。」とあるが、第 1 次審査書類では見積提出は求められていません。見積価格の評価は第 2 次審査にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
10	評価要領 別表 1 (評価項目等)	評価項目として記載されている「専門会議等」は、専門的な検討や、仕様書 3 (2) ②に示されているヒアリング調査等を指すのでしょうか。	そのとおりです。